

平成22年6月4日

## 平成21年度「建設業法令遵守推進本部」の活動結果について

平成21年度における「建設業法令遵守推進本部」（平成19年4月1日に各地方整備局等に設置。以下「推進本部」という。）の活動結果及び通報等の概要をお知らせ致します。

## 1. 推進本部に寄せられた法令違反疑義情報

平成21年度に駆け込みホットラインに寄せられた電話等の件数は、法令違反情報の通報をはじめ、建設業法に関する質問・相談等も含め1,463件（前年度1,213件）。また、法令違反の疑いがある情報の受付件数は251件（前年度302件）。

内容は、営業所専任技術者の不設置等や主任技術者の不設置等、技術者関係のもの、また、下請契約の締結や下請代金の支払いについて等、下請取引に関するものが多い傾向。

## 2. 建設業者に対する立入検査等の実施回数

上記疑義情報等に対して、各推進本部が建設業者の営業所等に立入検査等を行った回数は、報告聴取等も含め延べ952回（前年度延べ875回）。

## 3. 監督処分・勧告の実施概要

平成21年度に各地方整備局等が行った監督処分等の状況は、上記通報案件も含め以下のとおり。

許可取消	3件	〔建設業法違反（虚偽申請）で法人に罰金刑2件、刑法違反で代表に懲役刑1件〕
営業停止	30件	〔独占禁止法違反（談合）17件、刑法違反（贈賄罪）6件、刑法違反（競売入札妨害罪）3件など〕
指 示	25件	〔無許可業者との下請契約16件、労働安全衛生法違反4件など〕
勧 告	450件	〔下請契約の締結について304件、下請代金の見積、決定について136件、下請代金の支払いについて120件、追加・変更契約について115件、施工体制台帳等について110件など〕

※ 1件の監督処分、勧告に複数の項目が含まれることがあるため、監督処分・勧告件数とその内訳の件数とは一致しない。

## 4. 平成22年度における方針

平成22年3月16日に発表した「入札契約制度の更なる改善について」を踏まえ、地方公共団体との連携を強化し、違法行為等に対する取締り、指導監督を実施します。

(問合せ先)

総合政策局建設業課

課長補佐 中村, 許可係長 安藤

(03)5253-8111 (内線24715, 24718)